

令和2年度

南アルプス市
国民健康保険運営協議会会議録

令和3年2月15日 開会

令和3年2月15日 閉会

山梨県南アルプス市国民健康保険運営協議会

令和 3 年

南アルプス市国民健康保険運営協議会

2 月 1 5 日

令和3年2月15日
午後7時00分 開議
於 市健康福祉センター2階会議室

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 市長あいさつ

4. 議事

諸般の報告

議事録署名委員の指名

議事案件

(1) 諮問

令和3年度国民健康保険税率について

(2) 報告

ア 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免及び傷病手当金の支給について

イ 特定健診・特定保健指導について

(3) その他

5. その他

6. 閉会

出席委員(17名)

清水 栄 男	森 本 秀 夫
吉 元 誠一郎	塩 田 保 朗
望 月 定 子	戸 澤 英 子
長 田 悦 子	切 刀 秀 樹
櫻 田 美佐子	本 多 眞 澄
和 田 哲 子	深 沢 眞 吾
齊 藤 和 磨	河 野 裕 樹
塩 谷 進	小 山 篤
池 川 正 美	

欠席委員(2名)

桐 生 友 明	切 刀 仁
---------	-------

議事録署名委員

清水 栄 男	切 刀 秀 樹
--------	---------

出席者

国保事務局	部 長	竹 野 浩 一
	課 長	西 野 文 人
		清 水 充
		荻 野 尚 子
		中 島 智 史
		中 島 陵
		大 舘 千 恵

開会 午後 7時00分

○進行 (西野課長)

皆さん、こんばんは。

定刻より若干早いわけですが、本日出席されている委員さん、すべてお見えになっておりますので、ただいまより南アルプス市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。

本日は、夜分お疲れのところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議を進行させていただきます、国保年金課長の西野です。よろしく願いいたします。

それでは、本日の会議に先立ちまして、欠席者のご報告をさせていただきます。

保険医代表の鯨刀委員、また、被保険者代表の桐生委員から、欠席する旨の連絡をいただいておりますので、ここに報告させていただきます。

それでは、お手元の次第により進めさせていただきたいと思えます。

はじめに、和田会長からごあいさつをいただきたいと思えます。和田会長、よろしく願いいたします。

○会長 (和田哲子)

皆さま、こんばんは。

令和も3年目を迎えました。本年もよろしくお願い申し上げます。

梅の花が咲き、暦の上では春になりましたが、朝晩など、まだまだ寒い日が続いております。

今日は、足元の悪い中、夜分に、令和2年度第3回南アルプス市国民健康保険運営協議会にご出席いただき、ありがとうございます。

さて、令和2年、子年は新型コロナウイルス感染症に始まり、コロナ禍に終わりの見通しが持てないまま、令和3年、丑年も引き続き、感染対策に苦慮する年明けとなりました。

ワクチンが開発され、海外では接種が始まり、我が国においても正式承認され、接種計画も現実のものとなりそうな、明るい兆しも見えてまいりました。

しかし、心からほっとする状況とは、まだほど遠いような思いであります。

次の会議の際にあいさつさせていただく時は、コロナウイルスのお話をしないで済むことを願ひまして、はなはだ簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

なお、議事進行にご協力のほどお願い申し上げます。

本日はご苦労さまでございます。

○進行 (西野課長)

ありがとうございました。

続きまして、金丸市長がお見えになっておりますので、金丸市長よりごあいさつを申し上げます。よろしく願いします。

○市長 (金丸一元)

皆さま、こんばんは。

本日は、公私ご多忙のところ、また、夜分お疲れのところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆さま方には、日ごろより、市政ならびに国民健康保険事業の運営につきまして、ご理解、ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げるところでございます。

さて、今晚ご審議いただく内容につきましては、令和3年度の保険税率についてであります。

先般、新聞等で報道があったところですが、山梨県へ納付する令和3年度の事業費納付金の金額が示されたところであります。これを受け、各市町村においては、所得の増減や医療費の伸び

などを想定し、保険税率を決定し、財源の確保に努めることとなっております。

現在、県と市町村で連携し、県内市町村の保険税率の統一について検討をしているところでありますが、統一保険税率になるまでは、引き続き、市町村ごとに税率を検討していかなければなりません。

また、本市の国保財政につきましても、国保加入者の減少、また新型コロナウイルス感染症の影響や税制度の改正により、保険税の収入の減少も予想されまして、納付金を集めるための財源の確保が大変厳しい状況にあるところであります。

本市といたしましては、国や県の動向を注視しながら、被保険者の皆さまが安心して医療を受け、健康な生活を送ることができるよう、国民健康保険事業の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

委員の皆さま方には、慎重なご審議をいただき、本市の国民健康保険事業の運営にお力添えをいただけますよう、お願いを申し上げ、私からのあいさつとさせていただきます。

今晚は、よろしくお願いいたします。

○進行（西野課長）

ありがとうございました。

市長におきましては、このあと別の公務が入っておりますので、ここで退席をさせていただきます。ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議事に移りたいと思います。

運営協議会会則第5条第1項の規定により、和田会長に議長をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○会長（和田哲子）

では、始めさせていただきます。

まず、諸般の報告ということで、本日の委員の出席状況について、事務局から説明願います。

○進行（西野課長）

事務局から諸般の報告をいたします。

南アルプス市国民健康保険運営協議会会則第5条第2項の規定により、会議の成立について、ご報告いたします。

本日、委員19名のうち、委員17名が出席されており、過半数の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立いたしましたことを、ご報告いたします。

次に、本会議では、会議録作成のため、会議の内容を録音させていただいております。ご意見・ご質問等をされる場合は、名前をおっしゃってからご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、本運営協議会の会議は、公開で行うこととされており、運営協議会の開催および公開については、市のホームページにて周知をしております。会議の公開は、南アルプス市議会等の会議の公開に関する指針に基づき、会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行うものとしております。

本日の会議に際しまして、傍聴者が1名おります。審議会等の長は、審議に関して提出された資料について、審議会等に諮り、その同意を得て、傍聴者に閲覧させることができるとされております。ここで、会議資料を閲覧してもよろしいか、会長から委員の皆さまにお諮りいただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○会長（和田哲子）

ただいま事務局から説明がありましたが、本日の会議における傍聴者に対し、会議資料の閲覧の可否を委員の皆さまにお諮りしたいと思います。

いかがでしょうか。

（異議なしの声）

ご異議ないようですので、そのように決めます。

○進行（西野課長）

傍聴者に対しまして、資料の閲覧が認められましたので、閲覧用の資料を傍聴者にお渡しさせていただきます。

なお、資料の持ち出しは、ご遠慮いただきたく、よろしく願いいたします。

以上で、議事に先立ちまして、報告を終わらせていただきます。

○会長（和田哲子）

ありがとうございました。

次に、南アルプス市国民健康保険運営協議会規則第7条により、会議録を作成することになっております。

会議録署名委員2名を指名します。

清水栄男委員、刃刀秀樹委員を指名します。

清水委員、刃刀委員には、よろしく願い申し上げます。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

まず、第1号議案である諮問 令和3年度国民健康保険税率について、事務局より説明をお願いします。

○国民健康保険担当（清水）

国民健康保険担当の清水です。

よろしく願いします。

令和3年度南アルプス市国民健康保険税率についてを説明させていただきます。

お手元に市長の諮問書の写しを配布させていただいておりますので、ご確認をお願いします。写しと書いてある1枚の文書になります。

諮問を読み上げさせていただきます。

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、国民健康保険に係る次の事項について、南アルプス市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき貴協議会の意見を求めます。

諮問事項

令和3年度南アルプス市国民健康保険税率について

諮問理由

山梨県から令和3年度国民健康保険事業費納付金が示された。

これを踏まえて、本市国民健康保険税率を決定するにあたり、運営協議会の意見を求めます。

それでは、資料の1ページ目をご覧ください。

まず初めに、国保財政の仕組みについて、図で説明いたします。

県内の統一的な運営方針のもと、県の国保特別会計で賄う費用に充てるため、市町村から納付金を徴収します。

①県が、市町村ごとの事業費納付金を決定し、市町村は、県へ納付金を支払います。

②市は、納付金の支払いや保健事業等の実施に必要な財源を補うため、保険税率を決定し、賦

課徴収を行います。

④市は、医療機関などへ保険給付を決定し交付を行っています。

③県は、市が支払う保険給付に係る必要な費用を全額交付金として市へ支払います。

国保特別会計の主な収入は、被保険者からの保険税、保険税軽減分の一般会計からの繰入金、県からの交付金などがあります。

主な支出は、県への事業費納付金、保険給付の支払い、保健事業などがあります。

次に、2ページ目をご覧ください。

2月2日に山日新聞に掲載された、令和3年度の市町村ごとの事業費の記事になります。

本市の1人当たりの納付金は、12万5,951円で、今年度と比べ、6,042円の減額となり、総額は約19億400万円となります。今年度と比べ、ほとんどの市町村が減額となり、県平均では、1人当たり6,710円の減額となりました。納付金額の減少の要因として、県では、被保険者数が減少したことなどを挙げています。

次に、3ページ目をご覧ください。

県は、国保の財政運営の責任主体となったことに伴い、納付金の算定については、県が、県全体の医療費を見込んだ上で、各市町村の所得水準や被保険者数等に応じて、市町村ごとの納付金を算定します。市町村は、県から示された納付金を納める仕組みとなっています。

来年度の納付金総額は、約19億円となり、今年度と比較して、約1億4千万円の減額となりました。

なお、納付金の仕組みの状況により、被保険者の保険税負担が急激に増加しないよう、平成30年度から納付金の調整措置を行っています。

この調整措置は、制度改正前の平成28年度の1人当たりの納付金額を、国のガイドラインにより算定した納付金額と比較し、県平均の増加率を超える市町村に対し、平成30年度から令和5年度までの6年間、国と県の公費を充てているものであります。

本市においては、来年度、調整措置により約3,800万円が減額されます。

次に、4ページ目をご覧ください。

市町村ごとの納付金額の一覧となります。

表の真ん中に、令和3年度調整措置額が記載してあります。県内では、本市のほか、県平均の増加率を超えた11団体に対して、合計で約3億円の調整措置が実施されていますが、今後、調整措置分は減少していきます。また、本市の納付金額は、県内で3番目に高い金額となっています。

次に、5ページ目をお願いします。

国民健康保険税の状況を説明いたします。

世帯数及び被保険者数については、75歳になり、国保から後期高齢者医療保険に移行する被保険者が多く、被保険者数は減少していく傾向であります。

国保税の収入状況については、被保険者数の減少に伴い、国保税収入見込額も減少となります。事業費納付金においては、今年度に比べ、大幅な減額となります。

次に、6ページ目をご覧ください。

保険給付費については、今年度、受診控えもあり、大きく減額する見込みではありますが、1人当たりの医療費の増加に伴い、実績に応じた給付費を見込んであります。

次に、令和3年度国民健康保険特別会計予算(案)について説明いたします。

歳出では、納付金は、退職者医療分も含め、総額の約3割を占めています。保健事業費は約5,

200万円で、保険給付費と合わせ、歳出総額は約70億円としています。

歳入については、国保税収入見込額、国保税の軽減措置を補てんするための一般会計からの繰入金、保険給付費に対して交付される県支出金を合わせても、歳出総額と同額の歳入を確保するためには、約2千万円の確保が必要となります。歳入予算の不足分に、基金繰入金として財政調整基金から充てて賄うと、国保税額を変えずに予算を編成することができます。基金から不足分を取り崩したとしても、基金残高は約7億1千万円となります。

次に、7ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計の状況であります。

左側から、今年度予算、今年度の決算見込み、来年度予算案となっています。

歳入では、国保税が今年度予算に比べ、被保険者数の減少により、3%の減額となる見込みであります。

基金繰入金は、今年度は基金から約1億2千万円の繰入を予定していましたが、前年度の繰越金として、約1億7千万円あったため、基金から当初の繰入をすることなく、賄うことができました。

県支出金は、今年度、保険給付費の減額に伴い、保険給付費に充てる交付金が減額となる見込みです。

歳出では、来年度、医療費の支払いにあたる保険給付費が、1.3%の減で、全体の69%を占めています。

事業費納付金は、6.9%の減で、全体の27%を占めています。事業費納付金については、国保税の財源だけでは不足が生じ、そのほかの歳入も充てています。

予算総額が、今年度に比べ、2.9%減の約70億円となります。

次に、8ページ目をご覧ください。

令和3年度の国保税額への影響としましては、被保険者数の減少による所得への影響、住民税基礎控除額の増額に伴う課税所得額の減少、新型コロナウイルス感染症による所得への影響、事業費納付金は毎年度算定されるため、納付金額の増減に変動がある状況や、今後、国、県からの財政支援が縮小されていく影響があります。

また、令和4年度後半から、一定所得以上の後期高齢者の自己負担が2割負担へ引上げが予定されることにより、国保の後期高齢者支援金分の軽減が見込まれている状況など、さまざまな要因が考えられます。

以上の状況を踏まえ、令和3年度国保税率につきましては、令和3年度の事業費納付金が示されました。当初予算編成について、事業費納付金の財源は、保険税や一般会計からの繰入金を充てるとともに、国、県支出金等の不確定な財源の不足額については、国民健康保険財政調整基金から繰入を行い、予算編成いたします。

次に、国民健康保険の税率について、財政状況は、保険税が減少傾向にあるものの、令和3年度の納付金が、昨年と比較すると約1億4,400万円減少し、1人当たりとして6,042円減額となります。

については、納付金の大幅な減額や基金の保有状況、及び基金への積立が増加傾向にある状況を鑑み、令和3年度国民健康保険税率については、平準化する中で税率の引き下げについて、皆さまの意見を聴き、見直しの検討を行いたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○会長（和田哲子）

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありました。

令和3年度国民健康保険税率について諮問されました。

これにつきまして、ご意見・ご質問等ありましたら、お願いします。

いかがでしょうか。

○委員（深沢眞吾）

保険医代表の深沢です。

県から示された事業費納付金にあったとおりで、1人当たりの納付金が減額できるというのが基本となり、せいぜい6千円は従来どおりでも下げられるという状況がある。加えて、昨年、国健康保険財政の調整基金から繰入をしなくても、1億2,300万円の繰入をしなくても成り立ったわけで、そのことについて、社会情勢的にコロナでさまざまな影響を受け、減収もあって、非常に大変なところなので、県の減額以上、また、基金が1億2千万円あって、なおかつ繰入が増えているという報告ですので、その金額を踏まえた上で減額を考えるべきじゃないかなというふうに思います。

○会長（和田哲子）

今の先生の意見について、事務局のほうから、いかがでしょうか。

○国民健康保険担当（清水）

保険税においては、保険税のおおむね7割以上が事業費納付金の財源となっています。それにつきまして、事業費納付金の1人当たり6千円の7割相当分を計算しますと、4,200円くらいになると思いますが、この金額で引下げを行うかということていくと難しいところでもあります。

これから申告が始まりますので、コロナによる所得の影響がどのくらい生じているのか、また、今年度から来年度への繰越金額も見つかる中で、県が示しています令和3年度の標準の保険税率を参考にして、平準化を行う中で、税率の引下げを検討したいと思っています。

○会長（和田哲子）

よろしいですか。

○委員（深沢眞吾）

4千円、7割程度はできるけれどもということだと思いますが、繰入金は全然使われていないじゃないですかね。この4千円を減額しても、調整基金の積立金はそのまま増えるばかりですよ。去年というか、今年も使っていないわけで、1億2千万円ほど使わずに、逆に増えている、繰越するお金が増えている、非常に国保が高くて払いにくい、納めたくても納められないというふうな部分もずっと言われている中で、何とか、元々予定しているお金を使わずに済む、それが全然使っていないというんだったら、またそれは別だと思っただけでも、すでに出すべきお金としてのことも使わずに済みながら、非常に苦しい中に皆さんはいるところなので、やっぱり、その基金自身、充てられるべきだった基金を充てても、いいんじゃないかなと思うんですが、そういう基金の扱い、増え続けている基金という報告の中でやりましたけど、その基金をなぜ充てられないのか、あるいは、その基金が積み上がってくるということについて、どのように考えていらっしゃるのか、教えていただければと思います。

○課長（西野）

今、深沢委員から、今後増え続ける基金をなぜ充てられないか、また、1億2千万円、その分を充てられるのではないかという話があったところでございます。

過去に、基金の保有額は、保険給付費の大体5%を積めていけばいいということでスタートした

わけですが、平成30年度から、県が財政運営の責任主体となりまして、基金の考え方が変わってきたところがございます。

については、その1億2千万円を充てられるということでございますが、先ほど、事務局が説明した中で、団塊の世代の方々が後期へ移行するということと、今回、保険税率を下げるということで、基金を取り崩すことになると思います。

令和3年度の予算編成についても説明しましたが、約2千万円ほど基金から取り崩すこととなります。

このほかに、来年度の申告に基づき試算をすると、おそらく基金から取り崩しをして補正予算を組むような形になろうかと思えます。

その1億2千万円が充てられるかということ、申告の状況を見ながら、試算していきたいと思っているところがございます。

○委員（清水栄男）

被保険者代表の清水です。

被保険者といたしましても、保険税は安いに越したことがないわけですが、今年の納付金また調整基金も増額しているということで説明があったわけですが、今後、人口減少、加入者の減少、また今後の医療給付、医療費が増加しているということが見込まれるということで、加入者が少なくなりますと、給付費の1人当たりの影響はだんだん大きくなります。そういう時にあまり国保税が急激に上がらないように、諮問にもありますように、平準化を図っていただいて、医療費が上がった時も急激な国保税の増加がないように、税率の引下げを検討していただきたいということで、健全な財政見直しをしていただいて、今後の市の国保税の運営がスムーズにいけるような税率の検討をお願いしたいと思います。

○会長（和田哲子）

清水委員の意見について、事務局のほうから何か。

○課長（西野）

被保険者代表の清水委員から意見をいただいたわけでございます。

本市といたしましても、これからコロナの影響がどのくらいあるかということも心配されるところでございます。後ほど、コロナの影響で保険税が、どのくらい減少になっているか、お話しさせていただくところでございます。

については、今、話がありましたように、いったん下げますと、また急に、今度は足りなくなったから上げますということがないように、慎重に試算する中で平準化を図り、適正な国保税率になるよう検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○会長（和田哲子）

清水委員、どうでしょうか。

○委員（清水栄男）

平準化を図り、適正な税率を検討していただきたいと思えます。

○委員（深沢眞吾）

当然、その健全に運営されなければいけないというのは、それはもちろん前提ですが、今までの中で、県のお金がどうなるかということが分からない中で、据え置きだったり、なかなか下げられないという答弁を数年間、国保が検討される中で、この会議の中でもそういう説明を受けてきている。減額ということになったり、今言ったように、基金が積み上がっていることを踏まえて、

そのことを踏まえた上で健全ということだと思えます。

もう1つには、その説明の中に、国保の世帯加入が減って、当然、税収としては減るんですが、その中で、結局、医療費として使われる分も、それ以上に減った、そのことで今回、繰入金を入れるほどになっていないという説明をしていただいたというふうに思うんですが、当然、減る中での限界というのがありますので、そのことをよく見なければいけないこともありますが、ただ、今の事実としては、世帯も減っているけど、使うものも減って、減ったことがより以上に大きかったという説明だったので、そのことと、団塊の世代のお話もありましたが、2割負担を予定するという、当然、決まってはいませんけれども、負担が増えることは、また別の意味で、あまりいいことというふうには思いませんが、ただ、逆に、後期高齢者に係る支援金は減るんだという見通しを持っていらっしやって、その上で財政を健全の中で見るんだという、より多くお金がかかることを、先々、今の説明の中には、積み上がって大変になりますよという予測よりも、いわゆる負担が減ってきていることでの内容が多かったので、そういう意味で健全化ということは当然ですけれども、そのところの決着点は、いわゆる今の7割の4千円にこだわらずに、やはり今のコロナの中での非常に大変な思いをしているところに、きちんと考えた上での金額を試算すべきじゃないかなというふうに思います。

○課長（西野）

深沢委員の意見について、当然、基金を1億2千万円、繰入をせずにすんだというところです。

今後は、2月1日に納付金が示され、そこから税率を引下げに当たっては、試算をいたします。国保税条例の改正を行う上では、3月議会には間に合いません。

ついでには、皆さん、確定申告をされているところがございますので、5月後半くらいには、所得が把握できると思います。そこで改めて試算をさせていただき、どのくらい減額できるか、もう一度、委員の皆さまにお集まりいただき、その意見を基に市において決定させていただく形を取らせていただきたいと思います。今、深沢委員の話は、ご意見として、お伺いさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○会長（和田哲子）

ほかの皆さん、何かご意見ございますでしょうか。

（なし）

ほかにご意見がないようですので、運営協議会としましては、皆さんのご意見をまとめて、市長に報告したいと思います。

それでよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

ご異議ないようですので、そのように決めます。

なお、答申書の内容につきましては、正副会長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

では、次に、第2号議案の報告に移りたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免及び傷病手当金の支給について、事務局より説明をお願いします。

○国民健康保険担当（清水）

資料の9ページ目をご覧ください。

国民健康保険税の減免及び傷病手当金の支給について、報告いたします。

国保税の減免実績については、影響を受け、収入が減少した時期によって、昨年の2月、3月分が対象の令和元年度分と、今年度分を合わせて96件、約1,100万円の減免を実施しております。

傷病手当金の支給については、被用者の方が3件で、約35万円を支給しております。

前回の会議でご審議をいただいた、個人事業主の方で今後相談される方が1件ございます。

なお、税の軽減、被用者を対象の傷病手当金に係る費用については、国からの財政支援があり、期間は3月31日までとなっています。今のところ、国から期間延長の通知はありませんが、国の方針が決まり次第、事業の実施を検討し、継続する場合には、必要な条例の改正を進めさせていただきます。

また、市単独の傷病手当金の支給についても、今後のワクチン接種状況を見ながら、事業実施を考えていきますので、あらかじめご了承ください。

以上で説明を終わります。

○会長（和田哲子）

ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして、ご質問・ご意見等ありましたら、お願いします。

いかがでしょうか。

（なし）

ないようですので、次に、特定健診・特定保健指導について、事務局より説明をお願いします。

○国民健康保険担当（荻野）

それでは、説明をさせていただきます。着座にて失礼します。

資料の10ページをご覧ください。

特定健診対象者の受診者の推移につきましては、平成25年度以降、国民健康保険者特定健診対象者が減少しておりますが、平成31年度は、対象者数が減少している中でも、受診者数は増加し、計6,453名の方が受診をされました。

この受診者には、集団健診や人間ドックのほか、先生方からご協力いただいている、かかりつけ医からの情報提供結果も反映されています。

次に、2番の受診率の推移ですが、男女ともに年々少しずつ上昇傾向です。毎年、女性のほうが男性よりも10%ほど受診率が高いという状況です。

次に、資料の11ページをご覧ください。

年齢別男女別受診率を見ていただくと、40代から50代の特に男性の受診率が低い状況ですが、男性は昨年よりも少し受診率が伸びています。平成30年度、40歳から59歳までのすべての年齢階級の男性の受診率は30%台でしたが、平成31年度は、45歳から49歳、55歳から59歳の年齢階級で40%を超えました。

次に、④の特定健診受診率向上対策として、さまざまな取組を実施しています。

令和2年度、かかりつけ医からの情報提供につきましては、かかりつけ医の先生方や薬剤師の皆さまにご協力をいただく中で、今年度も実施しております。

昨年度は、302名の方の情報をいただきました。ご協力ありがとうございます。

今年度は、新型コロナの影響で積極的な受診勧奨ができませんでしたが、3密を避け、申込者が安心して受診できるような体制を整備しました。具体的には、受診者の方々に、指定の日時を厳守していただき、健診日を変更する場合には事前に連絡をいただき、人数調整を行いました。

また、会場では、コロナ問診や消毒などを行いました。健診申込者に対しては、健診前に日時確認のはがきを通知しました。

このような中で、今年度の国保の巡回健診受診者は3,668人、昨年度3,885人でしたので、今年度は217人の減となっていますが、年間41会場で実施していますので、1会場で平均すると、約5人ほど少ないという状況でした。

また、人間ドックについては、当初、コロナの影響により人間ドックを見合わせていた医療機関があったため、医療機関によっては3月まで実施期間を延長しております。

次に、資料の12ページをご覧ください。

特定保健指導の実施状況について、説明させていただきます。

平成31年度の指導実施率は66.3%であり、昨年度よりも上昇しています。山梨県の実施率は52.1%であり、県平均よりも高い状況です。

平成30年度の特定保健指導の実施率が62.6%ということで、全国814の自治体、市の中で6位だったということで、昨年に引き続き、厚生労働大臣からメッセージをいただきましたので、コピーを皆さまのお手元に配らせていただきましたが、ご報告させていただきます。

今後も、目標達成を維持しつつ、さらなる受診率の向上とともに、メタボ該当者の減少に向けて効果的な保健指導ができるように取り組んでいきたいと思っております。

次に、資料の13ページをご覧ください。

南アルプス市の現状と糖尿病重症化予防の取組について、説明をさせていただきます。

国保加入者が年々減少していくとともに、5年前の平成26年度と比較すると、約3千人減少しております。

次の14ページをご覧ください。

国保の加入者の減少に伴い、全体の保険給付費が減少しており、令和元年度は48億3,560万円でした。

しかし、1人当たりの医療費を見ると、年間30万円を超えており、5年前の平成26年度と比較すると、1人当たり約4万円増加しています。

次に、その下の国保医療費についてですが、どんな病気にお金が多くかかっているのかというところを見てみますと、第1位は慢性腎臓病、次いで糖尿病、高血圧症の順で、ここ数年の順位は同じ状況です。120以上ある疾患の中で、この3疾患のみで医療費全体の15%から19%を占めています。

次に、15ページをご覧ください。

人工透析患者の起因についてですが、人工透析患者のうち約6割が生活習慣を起因する疾病を持っており、このうちの約6割が、糖尿病が原因となり透析に至っています。この割合は県平均と比較しても、本市が高い状況です。

次に、本市の健診結果や国保レセプトデータについてですが、健診結果でHbA1cという血糖値の検査が、基準値の5.6を超える血糖異常の方は、全国や山梨県と比較すると、男女ともに多い状況です。このうち約10%の方が、HbA1c6.5以上という状況です。

また、患者さん千人当たりの糖尿病患者数は、全国や県と平均すると、南アルプス市は高い状況にあり、医療機関にかかっている人のうち、約4人に1人が糖尿病という状況です。

次のページをご覧ください。

糖尿病の合併症の患者数についてですが、南アルプス市や山梨県は、全国と比較すると、糖尿病性腎症をはじめとした合併症を発症する方の割合が高い状況です。

以上のことから、南アルプス市でも糖尿病の重症化予防が必要な背景をまとめますと、医療費の上位は、慢性腎不全、糖尿病であること、医療機関にかかっている方の4人に1人は糖尿病であること、人工透析患者さんのうち、糖尿病を起因とする患者さんが多いこと、健診結果から糖尿病予備軍や糖尿病が疑われる方の割合が約7割という状況であること、糖尿病は自覚症状がないまま進行し、重篤な合併症を招く恐れがあることが挙げられます。

そこで、糖尿病の発症または重症化を予防するために、受診が必要な方がきちんと医療機関につながることを、また、生活習慣を見直し、改善していくことが大切であると考えております。

次に、17ページをご覧ください。

南アルプス市では、糖尿病等予防・重症化予防事業として、次の取組を健康増進課を中心に役割分担をしながら行っております。

糖尿病の発症予防としては、糖尿病を知ってもらうために、糖尿病予防セミナーを開催したり、健康フェスタでの情報提供や愛育会の会議などでミニ健康教室などを実施しています。今年度は、コロナの影響によって、糖尿病セミナーや健康フェスタが開催できませんでした。

早期発見・早期治療や重症化予防事業としては、糖尿病予備軍の方への早期介入、ハイリスク者への受診勧奨、かかりつけ医の先生方との連携、保健・医療連携推進会議などを行っております。

具体的な事業としては、次の資料で説明をしますが、長期目標としては、糖尿病有病者の抑制や糖尿病性腎症による新規透析患者の減少などを目指しております。

次に、具体的な事業についてですが、健診結果説明会における個別指導を行っております。巡回健診、集団健診を受けて、健診結果の判定が経過観察や要精密検査、保健指導が必要な方を対象に、保健師や管理栄養士による個別指導を実施しております。

今年度は37回の説明会を開催し、計2,089名の方に来所していただきました。受診勧奨基準値を超えている方については、精密検査依頼状を発行しておりますが、先生方には、お忙しい中、ご協力いただき、本当にありがとうございます。

次に、糖尿病予防教室や糖尿病重症化予防教室についてですが、今年度、予防教室を2コース、重症化予防教室を1コース予定をしていましたが、コロナの影響により、予防教室の1コースしか開催ができませんでした。重症化予防教室については、先生方にもご協力いただき、通院中の患者さんにお声掛けをしていただいております。

そのほかに慢性腎臓病予防教室を、病態と栄養の内容で2回1コースで開催しておりますが、こちらも今年度は、コロナの影響により開催ができませんでした。

次の糖尿病重症化予防個別支援事業についてですが、健診結果で血糖が高かったり、腎機能が低下していると思われるにもかかわらず、医療機関を受診されていない方を対象に、保健師が訪問などにより受診勧奨や生活習慣の改善を図るための保健指導を行っております。

そのほかには、保健師、栄養士糖尿病学習会ということで、スキルアップのために学習会や事例検討会議等を行っております。

また、糖尿病重症化予防保健・医療連携会議では、医師会、歯科医師会、薬剤師会の代表の方や、県の職員にも参加していただき、市民の健康課題などについて意見交換などを行っております。

今後も、皆さまのご協力をいただきながら、市民の方々の健康の保持、増進、医療費の適正化を実施していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○会長（和田哲子）

ただいま説明がありましたが、これについて、何かご意見・ご質問ありますでしょうか。

(な し)

ないようですので、次に、第4号議案のその他ですが、事務局より何かありますでしょうか。

(な し)

委員の皆さんで、何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

(な し)

ないようですので、これで議事を終了させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○進行(西野課長)

ありがとうございました。

以上で、本日すべての議事が終了いたしました。

和田会長、ありがとうございました。

次に、次第5のその他に移りたいと思います。

委員の皆さま方から、何かございますでしょうか。

(な し)

それでは、本日の会議に際しまして、市民部長が会議に出席されています。

市民部長から、皆さまに一言、ごあいさつ申し上げます。

○市民部長(竹野浩一)

改めまして、私、市民部長の竹野と申します。

本日は、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

私も個人的には、やはり被保険者のことを考えながら、国保運営をやっつけていかないといけないと思っているところです。

ただし、コロナというお話の中で、皆さん方もご存じだと思うんですけど、本市は他市町村に比べて、市民の方にも厚く支援をしてきたところがあると思います。というのは、今回、こういった感染症や自然災害に対して対応できるというのは、やはり常日頃から非常事態に備えての基金があるから、対応ができるということになると思います。

今後、財政運営を円滑にするためには、やはり基金というものもある必要が当然あるものだと思います。そういったものを鑑みながら、今後、国保運営についても必要なものは必要でとっておく、また、被保険者のためには、できるだけそういった支援をしていくという形を取りながら、やっていきたいと思っています。令和3年度の南アルプス市の国民健康保険税については、来年度の所得状況等を見ながら、検討していきたいと考えておりますので、ご協力等をよろしく願いいたします。

○進行(西野課長)

それでは、ここで事務局から連絡があります。

まず初めに、委員の報酬につきまして、事務局の大館から説明いたします。

○国民健康保険担当(大館)

本日はありがとうございました。

報酬の支払いについて、お知らせさせていただきます。

委員の皆さまの今回分の報酬につきましては、3月上旬ごろの支払いを予定しております。

なお、委員報酬は課税対象となりますので、源泉徴収票が発行されます。本年開催の支払分につきましては、令和3年分源泉徴収票として、来年、令和4年1月ごろにお送りいたしますので、

よろしくお願いいたします。

○進行（西野課長）

次に、次回の協議会の開催の予定でございますが、今の状況につきまして、議論していただきました国保税に関しまして、試算をさせていただきます。その状況について、引き続き、皆さま方に諮問させていただき、ご意見をいただきたいと思っております。

つきましては、5月中旬、下旬ごろを予定させていただきたいと思っておりますので、改めまして、また日が近くなりましたら、ご通知させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の会議を終了させていただきます。

閉会の言葉を本多副会長、よろしくお願いいたします。

○副会長（本多眞澄）

今日は、ご苦労さまでした。

話を聞きますと、結構、分からないんですけど、参加された方の質問とかご意見で、少しずつだけ国民健康保険税というものについて、少し分かったような気がしました。

それから、特定保健指導実施率が高いということで、非常にいいことですが、市の方が大変ご苦労されて、啓蒙をしてくださったりして、私たち市民の健康保持にご尽力いただいているということが改めて分かって、本当にありがたいと思えました。

それから、今朝の新聞で南アルプス市がこの1週間、コロナがゼロだと書いてありましたよね。それで、思わず拍手してしまいました。これからもみんなで気を付けて、そしてコロナの終息を目指していかなくてはいけないと思っています。

今日は、いろいろとお話を伺って、それから、話し合いに参加させていただいて、いろいろ勉強になりました。ありがとうございました。皆さま、ご苦労さまでした。

以上をもちまして、国民健康保険運営協議会を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

○進行（西野課長）

本多副会長、ありがとうございました。

委員の皆さまについては、お疲れのところ、長時間にわたり、慎重たるご審議、またご意見をいただき、本当にありがとうございました。

これをもちまして、本日のすべての日程を終了いたします。

誠にありがとうございました。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 7時59分

この会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

国民健康保険事業
運営協議会長

会議録署名員

会議録署名員